

# 平成30年第1回川南町議会定例会(3月)会議録(最終日)

平成30年3月26日(月曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成30年3月26日 午前9時00分開会

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第 1号  | 川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて   |
| 日程第2  | 議案第 2号  | 川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて   |
| 日程第3  | 議案第 3号  | 川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて  |
| 日程第4  | 議案第 4号  | 川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについて |
| 日程第5  | 議案第 5号  | 川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて                                 |
| 日程第6  | 議案第 6号  | 川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第7  | 議案第 7号  | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について   |
| 日程第8  | 議案第 8号  | 川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について  |
| 日程第9  | 議案第 9号  | 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  |
| 日程第10 | 議案第 10号 | 川南町都市公園条例等の一部改正について   |
| 日程第11 | 議案第 11号 | 川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について  |
| 日程第12 | 議案第 12号 | 川南町企業立地促進条例の一部改正について  |
| 日程第13 | 議案第 13号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について  |
| 日程第14 | 議案第 14号 | 川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について  |
| 日程第15 | 議案第 15号 | 川南町後期高齢者医療条例の一部改正について   |
| 日程第16 | 議案第 16号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                     |
| 日程第17 | 議案第 17号 | 川南町介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第18 | 議案第 18号 | 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について                            |

- 日程第19 議案第 19号 川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第 20号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 26号 平成30年度川南町一般会計予算
- 日程第22 議案第 27号 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第 28号 平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第 29号 平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第25 議案第 30号 平成30年度川南町下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第 31号 平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第27 議案第 32号 平成30年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第 33号 平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第 34号 平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第30 議案第 35号 平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第31 議案第 36号 平成30年度川南町水道事業会計予算
- 日程第32 議員派遣の件について
- 日程第33 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第34 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 昭彦 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。  
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時35分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第1号川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第2号川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて、日程第3、議案第3号川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて、日程第4、議案第4号川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについて、日程第5、議案第5号川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて、日程第6、議案第6号川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第7号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第8、議案第8号川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について、日程第9、議案第9号川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第10号川南町都市公園条例等の一部改正について、日程第11、議案第11号川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、日程第12、議案第12号川南町企業立地促進条例の一部改正について、日程第13、議案第13号川南町国民健康保険条例の一部改正について、日程第14、議案第14号川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、日程第15、議案第15号川南町後期高齢者医療条例の一部改正について、日程第16、議案第16号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第17、議案第17号川南町介護保険条例の一部改正について、日程第18、議案第18号川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第19、議案第19号川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、日程第20、議案第20号川南町営住宅管理条例の一部改正について、以上、20議案を一括議題とします。

本20議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘美津子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

それぞれ所管の課長以下職員の説明を受けました。議案第1号、川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて（総務課）。外国で勤務する配偶者に同行した職員が、最長3年を限度として休業しても帰国後に職員の身分が保証されるものです。休業中の給料は支払われません。また共済は使えるので本人負担となるということです。全員賛成で可決です。

議案第2号、川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて（総務課）。満55歳を過ぎた職員が1週間（38時間45分）の勤務時間2分の1を超えない範囲で承認されれば部分的に休業することができるもので、単位は5分単位となり、その部分の給与は支払われません。今後、定年延長を踏まえ雇用を確保するものです。有給との兼ね合いや勤務体制はパソコン管理になっていますが、任命権者の承認のもと適正に行われるようにとありました。「幹部職員がこのような取り方をしたら業務に支障が出るのではないか」という意見がありました。現在では55歳以上の職員は14名います。全員賛成で可決です。

議案第3号、川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて（総務課）。職員が公務に活かせる学びをするための2年間を限度とし、勤務時間の2分の1を超えない範囲で休業を認めるものですが、意見としてはそのような意欲のある職員が現れてほしいとありました。この休業についても給料は支払われません。全員賛成で可決です。議案1号、2号、3号とも条例のみ整備しても、実際にそのように休業した職員が働きやすい環境であることが求められるとの意見がありました。

議案第4号、川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについて（福祉課）。要支援1・2の方の介護予防ケアプランを立てるものですが、川南町地域包括センターのみがこの介護予防プランが立てられます。また、共生型サービスとして障がい者と高齢者も同じ事業所でサービスが受けられることが定められました。例えば障がい者施設に入所している障がい者の方が高齢になり要支援になった場合は介護施設の利用となりますが、今回の共生型サービスが出来ることにより、これまでの障がい者施設で支援サービスが受けられるとなるわけです。賛成多数で可決です。

議案第5号、川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて（福祉課）。介護1～5の方を対象とした居宅介護支援事業者の指定事務が県から市町村に移譲される為の条例制定です。新規・更新・実施指導関係業務等、今後新規に行う事業所が出来た場合や現在7カ所の事業所の更新など許認可を

出すものです。事務量は増えていきますが人員は増えないとのこと。賛成多数で可決です。議案第4号・5号とも事務量が増えるので適正な人員配置を求める意見がありました。

議案第6号、川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（総務課）。非常勤職員について現在1歳6カ月までの育児休業を保育所の入所困難等の理由により2年まで延長できるものですが、正職については現在3年まで延長できます。同一労働同一賃金を求めるとの意見がありました。全員賛成で可決です。

議案第7号、川南町国民健康保険税条例の一部改正について（町民健康課）。平成30年度より財政の責任主体が都道府県となる為のものです。全員賛成で可決です。

議案第8号、川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について（総務課）。12月に可決した同条例の一部が同じ文言になっていたことにより訂正するものです。全員賛成で可決です。

議案第10号、川南町都市公園条例等の一部改正について（総務課）。文言の追加・訂正等にあわせ、暴力団追放についての規定を付け加えたものです。公園の管理については、これまで教育課が管理していましたが、根拠をしっかりとした上で平成30年度からは教育的な施設については教育課（農村環境改善センター・川南東運動公園・川南町運動公園・高森近隣公園）、住民が広く使う公園については総務課（番野地プール・12カ所の農村公園・祝子塚公園・山本公園・新茶屋児童公園）、観光公園については産業推進課（中央公園・伊倉浜自然公園・天皇行幸記念公園・篠原夫婦滝・青鹿自然公園・川南自然公園）が管理をしますが、実際の草刈りなどの管理は地元や業者・観光協会などが行います。意見としては利用が見込めない公園などは廃止をしていくべきではないかと意見がありました。全員賛成で可決です。

議案第13号、川南町国民健康保険条例の一部改正について（町民健康課）。広域化に向けて名称など改正を行うもので、全員賛成で可決です。

議案第14号、川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について（町民健康課）。広域化に伴い、給付費は県が支払うことになり給付費の不足が発生することが無くなることから、これまでのように給付費の3カ月以上を基金として積み立てる必要はありません。今回の条例改正では、基金の積み立てる額は剰余金の2分の1以上の額となり、上限を設けないとなります。委員会での質問では「基金はどれくらい必要と考えるか。基金が多くなると交付税が減額される可能性があるのでは上限を設けないことへの不安がある。」とありました。説明では上限を設ける必要があると考えるが様子を見ていきたいとのこと。国保運営協議会では保険税率を引き上げる必要があるのではとの意見があり、4月に税務課の新体制のもと税率を下げることを考えていきたいとありました。現在の基金積立額は4億819万8000円、繰越見込みが3億円に見込まれることから税率を思いきって引き下げられるのではないかとのことでした。第4条の4号については、国保保険運営以外のもの、例えば健康づくりのためのウォーキングコース等を作ることなど考えられるとの説明でしたが、意見として「約4割の加入者の国保会計から町民全体が使うことが

できることはおかしい、それは一般会計から考えるべきではないか。」との意見でしたが、担当課としても平成30年度は見送ったとのこと。全員賛成で可決です。

議案第15号、川南町後期高齢者医療条例の一部改正について（町民健康課）。文言の改正と、大きなものでは、国保加入者が他の県の病院に行った場合は前住所地の自治体が支払いますが、75歳になったら現住所地の後期高齢者医療保険が負担していた分を75歳になっても前住所地の自治体の後期高齢者医療保険が負担することになる条例改正です。全員賛成で可決です。

議案第16号、川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（福祉課）。国の法律引用箇所が変更されたことにより変更するものです。全員賛成で可決です。

議案第17号、川南町介護保険条例の一部改正について（福祉課）。3年に一度の見直しにより介護保険料を改定するものです。基準額でみると10.1%増加するものです。基準の人で月額500円、高額の人で1,000円ほど負担増になる見込みです。上がる理由として、高齢者が増え介護対象者が増えてきていること。川南町は訪問サービスより通所サービスが多いのでそれを見越して算定していることで保険料が上がっているとの説明です。賛成多数で可決です。

議案第18号、川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について（福祉課）。国の基準の改正に伴い条例を改正するものです。指定地域密着型サービスの人員・設備・運営に基準を設けるものです。介護1～5の方を対象とするもので、対象事業所は18名以下の施設でグループホーム1カ所（あかつき、すいせん、コスモス3号館）、小規模多機能型施設1カ所（ひばり）、通所デイサービス4カ所（大久保の里・みのり・ハピネス・サニーデイズ）が該当します。また、条例の中にさまざまな施設名称が上がっていますが、川南町にはないものもありますが、今後新規で申請が上がってきたときのために上げているとの説明でした。賛成多数で可決です。

議案第19号、川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について（福祉課）。国の基準の改正に伴い条例を改正するものです。この条例は要支援1・2の方に対するものです。賛成多数で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 文教産業常任委員会に付託されました議案につきまして審査と経過について御報告いたします。

まずは議案第9号、川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。これまでの任意的業務であった農地等の利用最適化の推進が重要な業務として位置づけられました。これを受けて国が農地利用最適化交付金事業を

創設し、1年間の活動・成果実績に応じて交付金を受給することが可能となりました。そのことから関係する条例を整備するものです。質疑では「どのように農業委員に配分するのか。」との問いがあり、実績を報告したのち3月に金額が分かるので補正予算での計上になる。交付金は18名の農業委員、推進委員に平等に配分されるとの説明でありました。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第11号、川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について、であります。これまで100分の50を超えてはならないとされてきましたが、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園内の運動施設のバリアフリー化等を行う際に敷地面積が増加する場合など、地域の実情に応じた運動施設整備が可能となり、それに伴う運動施設率については各地方公共団体の条例で定めることとなったため、本条例の一部改正を行うものです。川南町としましては従来国の100分の50という条文を採用するとの説明でした。現在の運動施設率は39.5%です。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第12号、川南町企業立地促進条例の一部改正について、であります。この条例は、今までは大きな工場等を想定した条例でありましたが、今回の改正で情報系やIT関係の企業も想定した条文にするものです。主な改正内容としましては、第3条の固定資産税の課税免除対象事業者の情報施設の新設若しくは増設をし、かつ、新規雇用者の数が3人以上（うち町内居住者が2人以上）となる事業者を追加し、また、通信回線使用料助成金、通信回線等設置助成金の項目を新たに設けるものです。この改正により、情報IT系の企業が商店街の空き店舗や空き家をリノベーションするなどの動きにつなげていきたいとの説明でした。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第20号、川南町営住宅管理条例の一部改正について、であります。これは、認知症や知的障がいの理由により毎年度の収入申告が困難な事情にあると認められた者については、収入申告義務を免除し、地方自治体の調査により把握した収入に応じて、家賃を決定できるようにするための条例改正です。現在は障がいがある方においては家族の方が代理で申告をいただいているが、この条例改正ではそれも自治体で行うことが可能になるとの説明でした。現在のところ該当者する方は4名です。審査の結果異議はなく、全員賛成で可決しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第1号、川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号、川南町職員の配偶者同行休業に関する条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第2号、川南町職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第3号、川南町職員の修学部分休業に関する条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第4号、川南町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第5号、川南町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第6号、川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号、川南町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号、川南町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正について、は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号、川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、川南町都市公園条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号、川南町都市公園条例等の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号、川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定め

る条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号、川南町企業立地促進条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号、川南町企業立地促進条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号、川南町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号、川南町国民健康保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号、川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号、川南町国民健康保険準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号、川南町後期高齢者医療条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第15号、川南町後期高齢者医療条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号、川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号、川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号、川南町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第17号、川南町介護保険条例の一部改正について、反対討論をいたします。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初、「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。

介護保険料は、第1号被保険者、生活保護以下の所得段階の第1段階の町民をはじめ、す

べての所得段階で引き上げられます。保険料基準額である所得段階第5段階では6万3600円から70,000円に、6,400円の引き上げです。年金が下げられるなかで、全国平均5万円程度の国民年金で生活をしている町民の介護保険料を引き上げることは、高齢者のたいへん厳しい生活実態をみないものです。

介護保険は、所得によって川南町の場合、9つの段階に分けて介護保険料をかけています。財源は、公費（税金）50%、最も所得が少ない年間合計所得金額が80万円以下の第1号被保険者（65歳以上）の町民が22%を占め、第2号被保険者（40～64歳以下）28%で運営されています。

介護保険料は、多くの方が問答無用で年金からの強制天引きです。年金が月1万5000円を下回る場合、年金から天引きせず納付書によって納めることになっていますが、生活することが困難な所得階層の町民が滞納者の多くを占めていることが示しているように、介護保険料が高齢者の生活を脅かしています。

当面の生活を何とかするために介護保険料を納めることを断念し、滞納することは、介護サービスをあきらめるという究極の選択をすることです。介護保険料を1年以上滞納すれば、申請により保険給付分の9割は償還されるものの、介護費用の全額をいったん利用者が負担しなければなりません。ペナルティがかけられています。

高齢者が元気であるため、100歳体操やふれあい、長寿会等でも工夫し努力しています。

介護保険料金の引き上げを検討するにあたって、高齢者の生活実態把握の際、各種団体から意見を聞きましたか。自治体の仕事は、町民の生活へ光を当てて行われるべきではないでしょうか。

今回の引き上げは、最も低い所得段階1の介護保険料を3,200円引き上げます。低年金者や無年金者の生計の実態に即して介護保険料の納入免除措置を講じるべきです。

よって、今回の介護保険料の引き上げの条例改正は認められません。保険料・利用料の値上げをせずに、制度の充実を図り、安心できる制度にするには、国の公費負担割合を大幅に増やすしかありません。国庫負担割合を直ちに10%引き上げ、将来的には国庫負担50%に引き上げ、社会保障としての介護保険制度を求めて反対討論とします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから議案第17号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第17号、川南町介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号、川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第18号、川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号、川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

従って、議案第19号、川南町介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第20号、川南町営住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第20号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第20号、川南町営住宅管理条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第26号平成30年度川南町一般会計予算、日程第22、議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、日程第23、議案第28号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第29号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算、日程第25、議案第30号平成30年度川南町下水道事業特別会計予算、日程第26、議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算、日程第27、議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第34号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算、日程第30、議案第35号平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、日程第31、議案第36号平成30年度川南町水道事業会計予算、以上、11議案を一括議題とします。

本11議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘美津子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第26号平成30年度川南町一般会計予算、各所管の担当課長及び担当職員の説明を受けました。歳入歳出それぞれ90億3200万円となります。主な予算について御報告いたします。

まず総務課分です。ふるさと納税関係については、今年度12億円を見込み、当年度に支払う返礼品や運賃・業務委託料など見込まれる予算9億5778万1000円について計上し、基金3億9625万4000円の積立てをします。消耗品は返礼品になりますが、7億6050万円の内1億5000万円については平成29年度の繰越分（未発送）になります。意見として、しっかりと計画した上で基金を有効に使って欲しいとありました。

人口減対策業務委託料673万円は、25歳の同窓会を町主催で行う計画と、地元企業の採用

に関わる支援をしていくとありました。

次、税務課です。歳入の市町村税は給料からの天引きの特別徴収は78.2%となり普通徴収は19.1%となっています。全体で3.7%増を見込んでいます。固定資産税は2.7%減額になりますが、要因として償却資産の太陽光発電施設分が2.3%減少することからになっています。

町民健康課です。歳入の雑入、がん検診の受診者負担は647万5000円、歳出のがん検診委託料は2198万2000円になり、概ね3分の1が本人負担となっておりますが、意見として「がん検診を無料にすると、受診者が増え早期発見に役立ち、結果、医療費の軽減につながるとあり、このような予算をふるさと納税に充てて欲しい。」とありました。がん検診については国保・社会保険・共済などに関係なくがん検診対象年齢の住民すべてが該当します。

保険衛生費の骨髄ドナー支援事業奨励金は、骨髄ドナーに1日2万円を7日分、合わせて骨髄ドナーの勤務する事業所に同額の奨励金を出すものです。役場など骨髄ドナー支援がされている事業所については出さないとのことです。献血のときでもドナー登録を促すこととしました。

福祉課です。歳入の保育所保護者の保育料は第1子・2子のカウントを全階層にすることにより保育料の減額となり、約2000万円の減額となります。川南幼稚園も同等の取扱いとなります。歳出では社会福祉費の中の総合福祉センター実施設計委託料8412万2000円については「面積や入口など様々な検討する部分はあるのではないかと、性急に進めて禍根を残さないように。」との意見がありました。

敬老祝金191万円は、100歳30,000円支給が11名、80歳10,000円支給が158名で計画しています。福祉バス運行業務委託300万円は、これまでも車両は社会福祉協議会の所有で予約や運行を町が行って、車検など福祉バスに係る経費も町から支出していましたが、平成30年度から社協へ委託するものです。理由として、マイクロバス2台運用する場合、マイクロバス管理責任者を置かないとしないことから社協での管理とし、係るすべての経費（車検・燃料費・保険等）を含めて委託するものです。予約についても社協で受けます。福祉バスの利用については、長寿会・婦人会・高齢者学級などの利用者となっております。運転手についてはこれまでどおりシルバー委託となります。

児童福祉費の児童館費ですが使い道についてはコミュニティ施設として使えるようにしたいと長寿会や子ども会に打診はしましたが利用頻度は低く、現在模索しているとのことでした。返還金1157万5000円については、経済対策臨時給付金で申請が上らなかった約1,000人分を返還するものです。約3,000人が受給しました。

保育所費について、番野地保育所トイレ改修については、3歳以上児のトイレのみ改修で36万5000円を計上してありますが、意見として未満児のトイレなどすべてのトイレ改修に予算計上すべきとの意見がありました。そうすると3倍の予算が必要になるとの説明でした。

まちづくり課です。地域コミュニティの強化の設計委託料は川南別館になりますが、別館などの更新の優先順位については、川南別館より建築年数が長い別館がありますが、川南別

館については雨漏りや他の別館より面積が狭いなどの理由があり今回の予算計上となりました。平成30年度中に建築費用の予算が計上される計画とのことです。

消防費、消防ポンプ自動車購入費2174万8000円は第9部に配置になります。現在の消防車は平成8年に登録したのですが、修理部品の供給も見込めないことから更新するものです。第9部は元記念館保育所に機庫があります。防災倉庫設置工事500万円については山本地区に設置するのですが、設置場所は未定です。防災行政無線同報系デジタル更新整備工事5億3233万4000円については、親局・屋外拡声器23基・戸別受信機2,310台になり通浜地区を中心として今年度は更新します。

全体の当初予算書での意見では「分かりやすい予算書になるように努力を求める」「町の方向性が見えない」等ありました。以上、議案26号については賛成多数で可決です。

議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算です。町民健康課の課長以下職員の説明を受けました。歳入歳出22億2828万3000円となります。

平成30年度より国保事業は広域化に伴うことで財政の責任主体が都道府県となる為に歳入の国庫支出金や歳出の後期高齢者支援金などが廃款となります。昨年度比6億5329万1000円の減額となります。国保加入者は平成30年2月現在で5,081人、およそ260人の減となります。退職被保険者等の保険税は733万9000円で昨年度当初予算比929万9000円の減額ですが、退職者医療制度については平成27年3月で終了していますが、平成27年3月31日までに退職者被保険者になっている人は65歳になるまで適用されることから56名の方が対象者となっています。意見としては「国保会計においては広域化になってのメリットがあるように望む」とありました。賛成多数で可決です。

議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算です。福祉課の課長以下職員の説明を受けました。歳入・歳出それぞれ521万4000円となります。審査会は都農町と川南町とで開催されています。都農町負担金240万4000円、川南町280万8000円になります。審査会は毎週1回開催し、年50回になります。医師などで構成され1回5名で審査します。支援や介護の審査を受ける方は1回に30～40人、年間1,400～1,500名になります。質疑の中で「この審査会の特別会計を介護保険に組み入れるわけにはいかないか。」とありましたが、「都農町の負担金があるので介護保険特別会計に組み入れることができない。」とありました。賛成多数で可決です。

議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算です。福祉課の課長以下職員の説明を受けました。歳入歳出それぞれ16億4175万9000円となります。

歳入については給付費つまり支援や介護サービスなどを行う事業所に支払う費用ですが、それぞれ決められた負担割合に基づいて算出されています。第1号被保険者保険料、つまり65歳以上の介護保険料については給付費の23%となり、第2号被保険者、つまり40歳から64歳の介護保険料は27%となっています。国庫負担金や県負担金も負担割合があります。在宅サービスは15%、施設サービスは20%など受けるサービスにより国・県の負担割合が変わ

ります。平成29年度では要支援1・2の合計では137名、要介護1～5は634名になり65歳以上の8人に1人が支援や介護となっています。意見としては「高齢者の生活実態を見ると引き上げるべきではない」、また「介護予防についてはさらに力を入れてほしい」とありました。賛成多数で可決です。

議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、町民健康課の課長以下職員の説明を受けました。歳入歳出それぞれ1億8851万5000円になります。

後期高齢者の人数は平成30年1月31日現在で2,669人、内訳ですが、75歳以上が2,611人、65歳から74歳で一定の障がいのある人は58人となり昨年比56人の増になります。意見としては「限度額が引き上げられて年金額は引き下げられることへの不安が今後広がるのでは」とありました。賛成多数で可決です。

議案第35号平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計です。総務課の課長以下職員の説明を受けました。歳入歳出それぞれ30万5000円になります。この会計については川南町が事務局となっており、平成28年度から始まったものです。歳入の負担金は1市4町1村分で、均等割、人口割で算出され、単年度ごとに精算するもので、繰越金は次年度に各市町村へ返還します。平成29年度は審査会開催はゼロです。全員賛成で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） それでは、議案第26号平成30年度川南町一般会計予算についてであります。主なものにつきまして報告いたします。

まずは環境水道課関連です。4款1項4目環境衛生費2068万4000円のうち主なものは、13節委託料982万8000円の地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業委託料ですが、これは平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを26%削減するとの中期目標が掲げられ、なかでも地方公共団体は40%の削減が言われております。そのためにどのような温室効果ガスの削減方法があるのか検討をしていくものであります。委員からの「具体的にはどのような取り組みを行うのか。」との質問ですが、施設の明かりをLEDにした場合や、公用車を電気自動車にした場合にどの程度二酸化炭素を削減できるか、どの程度やったら40%削減を達成できるのかをシミュレーションするための調査委託事業で補助率は10分の10であります。申請して採択となれば事業を行いますとの説明でした。4款2項1目13節委託料5390万6000円のうち、主なものは塵芥収集業務委託料4149万4000円、ゴミ袋作成・交付管理委託料1155万6000円であります。委員から「塵芥収集業務委託料は前年より増えているがなぜか。」との質問に、ごみ収集の回数を増やしたことが要因であるとの説明でした。同じく19節、負担金補助及び交付金1億7281万5000円のうち西都児湯環境整備事務組合負担金は1億7279万2000円で、西都児湯クリーンセンター分が7360万3000円、エコクリーンプラザみやぎき分が9918万9000円です。前年度と比較しますと802万円ほど増加していますが、それぞれの施設の工事請負費の増加によるものです。

次に産業推進課関連です。歳入15款1項1目1節、土地建物貸付収入1835万円のうち589万8000円は宮崎ガス株式会社の土地使用による収入です。同じく15款1項1目2節、使用料及び賃借料298万1000円うちの工業用水施設賃借料256万4000円は、株式会社児湯食鳥の井戸水の使用による収入であります。歳出6款1項2目9節旅費44万5000円は、トレーニングハウスに関する就農相談会へ行くための旅費であります。東京へ2回、大阪へ2回の予算計上です。6款1項3目19節負担金補助及び交付金7585万3000円のうち、農業次世代人材投資事業補助金900万円は国の制度を活用し農業技術及び経営ノウハウの取得のため研修に専念する就農希望者を支援するものですが、対象は45歳以下の者。新規就農者研修事業補助金200万円はトレーニングハウスを運営する団体へ備品などの購入を補助するもの。新規就農者生活支援助成金157万5000円はトレーニングハウス研修生への生活支援金で、家賃や生活費を支援するためのものです。支援金の内訳は個人が5万円、夫婦は7万5000円。7月からの9カ月の予算で想定は個人が1人、夫婦が1組。現在は7名の候補者があるとの説明でした。

また、6次化ブラッシュアップ強化事業補助金200万円は県単事業で、有限会社協同ファームが熟成豚のブランディングに取り組むソフト事業です。補助率は3分の2であります。6款1項4目19節担い手確保補助金1000万円は親元に就農した後継者を支援するもので、町の単独事業であります。支援期間は3年で1人あたり50万円です。内訳は平成28年度が10名、平成29年度が7名で、平成30年度は3名、計20名の見込みであります。6款1項5目19節負担金補助及び交付金3921万3000円のうち、施設園芸用ハウス設置整備事業補助金2000万円は国の国庫補助事業にのらないAPハウス等を想定し、上限200万円で補助率3分の1です。これは新設の場合ですが、今年度予算では中古ハウスや修繕も対象とし、その場合には上限100万円、補助率3分の1であります。

また、川南町園芸用機械導入支援事業補助金1000万円は、今までは手薄であった露地園芸農家への補助事業で、上限50万円の50人分、補助率4分の1になります。6款3項1目19節負担金補助及び交付金579万3000円のうち、放流事業補助金225万円はクエ稚魚を5,000匹放流するものです。7款1項2目19節負担金補助及び交付金2445万円のうち、住宅リフォーム補助金1000万円は、住宅の改修改築に上限20万円の補助をするものです。補助率は3分の1、20件分の予算であります。改修改築にあたっては町内の業者を使うことが条件で、補助金は商品券で支給されます。7款1項3目13節委託料3412万7000円の主なものは地域活性化拠点施設実施計画委託料2812万円で、川南パーキングに隣接する町有地を活用した施設整備の実設計分であります。

次に農地課関連です。6款1項1目4585万円のうち主なものは、委員報酬及び職員給料等の運営事業が3931万2000円、農地中間管理事業を推進支援するための経費や耕作放棄地解消事業を目的とした農地相談員等の報酬及び農地地図情報整備委託料等の452万3000円です。6款1項7目農地費3818万円のうち、修繕料240万円は農地保全用排水路農道の修繕料と公

用車の車検費用2台分、測量設計委託料250万円は浪掛地区の農業排水路の補修工事を行うための測量設計費であります。同じく7目15節、工事請負費860万円は川南土地改良区の甘付支線外水路補修工事、延長800m。これは老朽化した施設を表面被覆して延命化を図るものです。現場視察では状況を確認いたしました。6款1項10目19節負担金補助及び交付金1億6843万9000円の主なものは県営尾鈴北第2地区2269万2000円、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区932万4000円、通山・坂の上地区3660万円、尾鈴北第3地区549万円、大内原地区5490万円、西光原・国光原地区2232万6000円の負担金であります。それぞれ国営関連県営事業費の18.3%の町負担であります。関連事業の全体計画ですが、総事業費は105億1900万円。事業費ベースですと平成29年度で55%の進捗状況との説明でした。

次に教育課関連です。3款2項1目7節クラブ支援員賃金816万7000円は、中央児童クラブと通山小児童クラブについては4月～6月、多賀小児童クラブは1年間の賃金であります。同じく1目委託料2811万1000円のうち、中央・通山小児童クラブ委託料2274万5000円については、7月から3月まで中央児童クラブを3クラス、通山小児童クラブを1クラス運営委託する計画のためのもの、送迎委託料180万円は山本小の児童を川南小へバス等で送迎するためのものであります。10款1項2目7節賃金1139万円のうち、事務補助賃金167万9000円は、小学校5校を巡回してもらう学校司書を1名採用するためのものであります。同じく2目13節委託料813万1000円のうち、外国語指導助手派遣業務委託料631万8000円は、ALTを1名追加し2名体制とするためのものであります。

10款2項1目11節需用費2309万1000円のうち、修繕料964万1000円は601万円の増額ですが、理由としましては東小学校のフラッグポールの改修、各小学校の外壁補修を行うためであります。10款4項1目8節報償費695万7000円のうち、児童福祉・子育て支援の充実の報償費406万4000円は放課後こども教室コーディネーター1名、教育活動サポーター13名と講師の謝金であります。

10款4項3目15節工事請負費1447万2000円は、舞台音響設備更新工事ほかを行うためのものであります。同じく3目18節備品購入費のグランドピアノ購入は、導入して19年経つドームにあるピアノを、フルコンサート用のもの買い換えるためのものであります。委員から金額や購入理由について相次いで疑問が呈されました。まずは、なぜ2200万円もするのか、説明ではフルコンサート用だと国内ではメーカーは2つしかなく、どちらも同程度の金額。フルコンサート用となるとその価格帯のものしか無く、あのドームの広さではこのサイズのピアノが一般的であるとの事。ではなぜ19年前に購入しなかったのか。説明では今のピアノもフルコンサート用であるが、当時の物価の違いと入札によって700万円ほどになったとの事でした。

10款5項3目11節需用費のうち、学校教育の充実化の消耗品費381万1000円は、現在給食で使用しているお椀と深皿が平成20年度から使用しているもので劣化していますので更新をするものです。同じく3目15節工事請負費1263万9000円は炊飯システムの貯米、洗米ラインの更新工事をするものです。

次に建設課関連です。歳入19款4項4目3節他市町村受託事業収入の尾鈴大橋補修工事負担金1028万7000円は、都農町からの収入であります。歳出8款2項3目15節工事請負費1億6030万円のうち、主なものは中里・野田原線道路改良工事 L=80m、塩付・大久保線道路改良工事 L=165m、塩付・長岡線舗装打換え工事 L=630m、尾鈴大橋補修工事 L=81mであります。

同じく3目13節委託料1520万円のうち調査設計委託料50万円は尾鈴大橋の補修工事を行う前に詳細な調査設計を行うためのものです。8款2項4目は新たに追加した項目であります。これは流末排水や高速道から延びる雑草などNEXCO関連の苦情が多く、そのことに対応したものであります。主なものとして鶴戸ノ本線道路用排水路工事600万円L=110mを計上しています。8款3項2目19節幹線バス路線対策事業補助金150万円は、宮交バスへの経営補助金であります。8款4項1目15節工事請負費1204万7000円の主なものは白坂住宅の防水工事費で、屋上の防水シートを張り替えるものです。同じく1目22節補償補てん及び賠償金80万円は、豊原住宅の空き部屋が8戸空いており、平屋住宅からの移転を推進するための費用です。

以上が議案第26号平成30年度川南町一般会計予算の報告ですが、グランドピアノ購入費2200万円について、現在のピアノは19年経過し満足な演奏が出来ないことは理解する。ピアノを買うこと自体を否定するものではない。しかし2200万円をかけて購入することが最善の選択なのか、ほかに支援策は無いのか、担当課の説明では町民に納得できる説明ができない。また、平成30年度から平成31年度の実施計画書にもグランドピアノ購入に関する記述がないというものです。この結果を受けて文教産業常任委員会では修正案について協議をしました。案としましては、グランドピアノの購入費を削減し、その財源であった基金に積み戻すため総務費のふるさと振興基金積立金を増額するものを提案。採決の結果、議案第26号平成30年度川南町一般会計予算に対する修正案は全員賛成で可決となりました。

次に議案第28号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2577万3000円を計上しております。予算総額を前年度と比べますと金額で559万9000円、率にして17.8%の減であります。主な理由として平成30年度は工事を予定していないための減額であります。歳入1款1項1目集落排水使用料は64万8000円減の907万3000円。2月末での調定件数は292件です。歳出の主なものは漁業集落排水施設整備事業費1398万6000円と公債費1148万7000円であります。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第29号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額それぞれ2301万円を計上しております。予算総額を前年度と比べますと金額で394万9000円、率にして20.7%の増であります。増の理由としましては工事請負費と事務補助賃金1名分を計上しております。1款1項1目営農飲雑用水使用料388万9000円は74件分の使用料であります。歳出1款1項1目15節工事請負費924万円は赤石地区の配水管敷

設換え工事他であります。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第30号平成30年度川南町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額それぞれ1億4229万円を計上しております。予算総額を前年度と比べますと金額で2695万8000円、率にして23.4%の増であります。歳入2款1項1目下水道使用料は4147万3000円を計上しております。2月末での調定件数は1,200件となっております。1月末での加入率は71.6%です。歳出1款1項1目15節工事請負費833万8000円は分譲地内の下水道管敷設工事2カ所分の見込み計上と浄化センター放流量計の更新工事他であります。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第34号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額それぞれ18万3000円を計上しております。歳入の主なものは使用料18万円で、件数は17件であります。歳出の主なものはダム用水使用料15万5000円です。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

次に議案第36号平成30年度川南町水道事業会計予算についてであります。第2条の業務の予定量として、給水戸数6,377戸といたしました。また、年間総配水量を平成29年度実績見込みから227万立方メートルとし、1日平均配水量を6,219立方メートルとして経営目標を定めました。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益3億9295万2000円を計上するものです。前年度と比較しますと金額で1463万3000円、率にして3.9%の増であります。支出の水道事業費用につきましては、前年度と比較しますと金額で2141万8000円、率にして6%増の3億7711万円を計上するものです。第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を2,000円、資本的支出につきましては前年度と比較しますと金額で1億1023万2000円、率にして39.8%減の1億6641万1000円を計上するものです。審査の結果、異議はなく全員賛成で可決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第26号平成30年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案及び修正案反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算案原案について、反対の立場で討論をいたします。政府の新年度予算案は、大企業や富裕層優先で国民に冷たい、「アベノミクス」の本質は変わらず、義務教育費国庫負担金の減額をはじめ、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、「格差と貧困」を一層拡大する一方、憲法9条改憲策動に合わせて、大軍拡への道を踏み出す重大な予算となっています。また、今年度も地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債も減額です。こうした国民犠牲が続く中で、町民の暮らしや地域経済、基幹産業の農業や中山間地域をどう守っていくのか、地方自治体の役割が問われています。平成30年度川南町一般会計予算案は、予算の総額は前年度当初比15.5%増の90億3200万円です。定住促進持家取得助成事業、高校等就学支援給付、農業担い手確保補助、住宅リフォーム補助等、くらしや福祉、教育や文化、農業の振興などの予算も計上されていますが、交付税や補助金などに依存している本町財政は、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、今後も自主財源比率の向上が当面の課題となっており、平成30年度当初予算編成は、第5次川南町長期総合計画を基本に、「まち・ひと・しごと総合戦略」「行政改革大綱」に基づき、制度として定められた事業や全額補助の事業を除き、緊急性・必要性を踏まえ優先度に応じて予算配分したとの提案です。

平成30年度も行財政改革による、民営化の推進など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。十文字保育所・川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保育所の統合民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、学校給食調理業務の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。さらに、水道料金、下水道料金にも消費税が上乘せされ、町民の負担増です。

また、文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れています。指定管理者制度は、公の施設の民営化を推し進める道具として国によって導入され、民間のノウハウの活用や人件費を含む経費削減などを主な目的に川南町も取り入れています。公共施設は、「町民の福祉を増進する目的」という原点に立ち返り、公共施設における指定管理者制度の在り方について研究・検討する必要があります。予算案でグランドピアノ2200万円が計上され、町民の声は「なんで」「もっと他にすることがある」「お前たちが認めるのか」と厳しい批判の声をききました。歌声あふれるまちづくり事業として、川南町をアピールするためには必要なものなのでしょうが、提案する予算の根拠・理由説明が少なすぎ、判断材料に欠けたと思います。懇切丁寧さを求めておきます。「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり」を目指すために具体化された、保育・福祉・医療・教育など、働き手の質と経験の積み重ねが重要な分野の施設は、本来直営にす

べきであり、認めるわけにはまいりません。民営化の方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのは当たり前となっています。今年度は通浜児童館の廃止、放課後児童クラブ、学童保育も委託されます。学童保育の社会福祉法人への委託は支援員など働いている方には不利益はなく、労働条件が良くなり今までと同じ場所で預かり料金も変更はないので、利用する保護者への説明はしないとのことですが、委託になるとの説明は求めておきます。町長はいつも「子どもは宝、希望だ」といわれます。安心して子育てできる環境を守ってほしいです。

マイナンバー関連予算が計上されています。この制度は、個人情報保護という観点から、十分な対策が取られていないのが現状です。従って町民に不安を与えることはやめるべきです。年金の引き下げ等生活は苦しくなるばかりとの声が広がっています。自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進、町民の立場を貫く町政こそ求められています。町民の苦難に心を寄せた暖かな行財政運営を求めまして、反対討論を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。

○議員（竹本 修君） 議案第26号平成30年度川南町一般会計予算修正について賛成の立場で討論します。平成30年度川南町一般会計予算について、文教産業常任委員会に付託された予算中、歳出の10款4項3目文化施設費の備品購入費2200万円の用途について、カット修正するものであります。この予算は、現在、川南文化ホールにおいて各イベントで使用されていますピアノを更新する費用であります。この費用について、各委員の意見として高額でありもっと深く説明する必要があるのではと指摘され、町民の理解を得るためにも現在の状況を踏まえて、今後新しいピアノを導入することにより町の活性化、また大きく言えばそのことが町の人口減少に少しでも潤うことができ、利用方法では指定管理者とも協議し、工夫され計画に努める旨の説明が欲しいとの多くの発言がありました。

また、平成30年度から31年度の実施計画書が示されましたが、文化活動の拠点としての文化ホールでの音楽技術と文化意識を向上させるとともに交流人口の増加を図るとうたっています。また年度ごとの主な成果指標も掲げてありますが、備品購入のことは一言も触れていません。実施計画書に掲げ目的を持ち、町民の理解のもとに成果を期待するものです。平成30年度一般会計修正予算について多くの議員皆さんの賛同を得まして、可決していただきますようお願いし、修正予算についての賛成討論とします。

○議長（川上 昇君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

まず、委員会の修正案について、採決します。賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。したがって、委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算案について、反対の討論をします。国民健康保険法は、その1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする。」と定めています。市町村の国民健康保険は、いよいよ4月から都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県単位化が実行され、都道府県と市町村が共同で運営する制度となります。都道府県化が実行された後も国保料（税）の率・額を決定し、住民に賦課・徴収するのは引き続き市町村の仕事ですが、国保財政は都道府県に一括で管理されるようになり、都道府県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を都道府県に納付する形で、国保財政は賄われることとなります。都道府県は、納付金の額を提示する際、市町村ごとの医療保険費の水準、標準的な収納率、標準保険料率などの指標を提示します。こうした仕組みの導入により給付費の水準が高い自治体、収納率が低い自治体、一般会計からの公費の独自繰入で保険料を下げていた自治体などを浮き立たせ、都道府県から市町村に、給付費抑制、収納率向上、繰入解消を指導させるというのが制度導入のねらいです。

今回の制度改変に際し、政府・厚労省は、国保への3400億円の公費投入を行うとしていますが、その投入額の半分は都道府県・市町村の国保行政を政府が採点し成績が良いとされた自治体に予算を重点投入する、保険者努力支援制度という、新たな仕組みによって配分されます。そこでは、市町村に公費の独自繰入れをやめさせるよう都道府県が指導しているか、市町村が滞納者への差し押さえなど、収納対策の強化を行っているかなどチェックされます。

本町でも、国保料（税）滞納を理由に正規の保険証が取り上げられ、医療費の10割負担を求められる資格証明書や、期限を区切った短期保険証が発行されています。高額医療費委任払い制度を利用できないペナルティも行われます。派遣切りなどで健康保険を追い出され、国民健康保険にも未加入のまま無保険となっている人も多数にのぼります。資格証明書や無保険となった人が医者にかかれず、重症化・死亡する事例も引き続き全国各地でおこっています。昨年国保税の引き下げがありましたが、それでもなお高すぎる国保税です。被保険者数に応じて定額を課す均等割は子どもが多くいる家庭に負担が重くなります。各世帯に定額を課す平等割を含め、国保税の逆進性を高める人頭税型の応益割軽減をすべきです。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず保険料が高いという国保の構造問題は何ら解決しないばかりか、負担増と徴収強化が迫られる恐れがあります。国保問題の解決に

必要なのは、国庫補助負担金を増やすことです。国庫補助負担金の大幅増額を求める声を川南町から迫り、高すぎる保険料の引き下げと、独自の減免制度の実施・拡充を求めまして、反対討論とします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第27号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第28号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算は、委員長報告のと

おり可決されました。

議案第30号平成30年度川南町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号平成30年度川南町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案反対者の発言を許します。

**○議員（内藤 逸子君）** 議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算案について、反対討論をいたします。

介護保険制度の利用に決定的な役割を果たしているのが、要介護認定です。要介護認定は、介護を要する状態を正確に把握し、その人に最もふさわしいサービスの内容と量を判断するために行われるものです。申請を受けた町は、申請した人を訪問し、調査を行います。この調査と並行して、町は申請者の主治医に意見書の提出を求めます。町は専門的な第三者機関として介護認定審査会を設置しています。認定審査会は、調査項目を全国共通のコンピュータソフトにかけて得られた第1次判定結果と、主治医の意見をもとに要介護状態の審査で判定を行います。判定によって、介護保険給付が受けられない非該当、要支援1・2、要介護1～5となります。判定結果が町から通知されてサービスを受けることとなりますが、急を要する場合、申請した日に遡ってサービスを利用することとなります。この認定制度には多額の事務費が使われています。判定では機械的に利用制限がかけられています。要支援1・2の介護保険外しは、介護保険制度改悪の歴史の中でも最悪とされています。要支援者の訪問介護とデイサービスが介護保険の給付から外されてしまうことになったのです。外されたサービスは市町村の地域支援事業に移行し、無資格者やボランティアでもサービスの提供ができるようになりました。いわば専門家不在となることに、多くの関係者が警鐘を鳴らしています。専門家がケアに携わるからこそ、軽度の認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられます。要介護認定制度は廃止し、現場の専門家の判断で適正な介護を提供できるようにすべきです。介護認定審査特別会計予算について、反対討論といたします。

**○議長（川上 昇君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第31号平成30年度川南町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算案について、反対討論をいたします。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。平成30年度の予算案は、第7期介護保険事業の初年度に沿った予算編成となっており、予算規模は前年度比0.8%減の16億4175万9000円にしようとするものです。

介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。家族介護のために仕事を辞める、転職せざるを得ない介護離職者は年間10万人を超えます。安倍政権は一億総活躍社会の目玉として新三本の矢のうちの第三の矢に介護離職ゼロを掲げました。その柱は必要な介護サービスの確保と働く環境改善・家族支援ですが、本当に離職をゼロにできたのでしょうか。サービスの削減・負担増一辺倒の見直しでは高齢者の生活を守り、支えることはできません。

これから高齢化がいつそう進展していく中、お金の心配をすることなく、行き届いた介護が保障される制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。そして介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備も一刻も早く実現させなければなりません。特養ホームに入所を申し込みながら待機している人が、全国では約40万人います。どこでも2～3年待ちが当たり前になっています。「川南町の施設に入りたいが空きがないので宮崎市内に行きました」と近所の方の話です。介護保険料は一般的に年金から天引きされるため、全国平均5万円程度の国民年金で生活しているのが生活実態です。この高齢者の生活実態をみると介護保険料の引き上げは認められません。川南町の高齢化率は増加傾向です。高齢者が元気で利用者が少ないことが良いことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかつて、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の役割です。高齢者が住み慣れた家（地域）で安心して、生きがいをもって暮らせる町川南を目指しているのですから、介護予防に逆行することのないよ

う高齢者の実態をふまえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。

しかし、その財源を低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税を社会保障の財源とすることは最もふさわしくありません。財源は国家財政・税制を国民本位に組み替えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と、利用しやすい利用料を求め、住民の尊厳を守る社会保障としての介護保険制度を求めまして反対討論といたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第32号平成30年度川南町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算案に反対します。

予算は後期高齢者広域連合納付金1億8343万4000円が計上されています。この特別会計は、平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、後期高齢者だけの独立保険に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などに関わりなく、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたもので、負担増と差別医療を押し付ける悪法です。川南町の1月末の加入者は2,669人です。2月9日に開催された宮崎県後期高齢者医療広域連合議会は、平成30年度・平成31年度の保険料を現在のまま据え置き所得割率9.08%、被保険者均等割額は48,400円とすると決めましたが、これまで引き上げてきた保険料の負担が高齢者の生活を圧迫しています。2008年の制度導入時、差別制度に怒る国民世論に包囲された自公政権は、低所得者の保険料を軽減する措置「特例軽減」を導入しましたが、安倍内閣は、その特例軽減の一部を打ち切り、もとは健保の扶養家族だったが、75歳になって後期高齢者医療制度に入れられた高齢者の保険料を値上げする改悪を2017年度から実行に移しました。後期高齢者医療制度の導入当時、厚生労働省の担当官が「医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらう」ために制度をつくったと講演して、大問題となりました。高齢者に際限ない保険料値上げを押し付け、負担増を我慢するか、医療を受けるのを

制限するかをせまるという制度の害悪が、本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収・督促・保険証の受け渡し、受付・窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担っています。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料は後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引き上がる仕組みです。高齢者の命と暮らしを守るため負担の引き下げこそ求められます。年齢で差別する後期高齢者医療制度は廃止しかないと考えます。今年度は介護保険料も値上げです。高齢者を取り巻く今の状況を考えるならば、健康で長生きすることを応援するような後期高齢者医療保険の制度こそ必要です。国に対して、大幅な国庫負担の増額と高齢者の立場に立った制度の見直しを求めまして、反対討論といたします。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。従って、議案第33号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第34号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第35号平成30年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号平成30年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第36号平成30年度川南町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第33、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第34、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成30年第1回川南町議会定例会を閉会します。

午後1時37分閉会

---